

アメリカ合衆国における 文化的景観保全の輪郭

1 はじめに

日本の文化的景観保護制度がスタートして6年が経過し、2012年3月現在、全国ですでに30件の重要文化的景観が選定されるに至っている。文化的景観の輪が確実に広がってきている一方で、日本の文化的景観保護行政に資する点を軸に、価値づけの方法や保護の実践についての海外での蓄積に関する研究はおこなわれていない。こうした課題を踏まえて、景観研究室では2011年度より、文化的景観およびその保存・活用に関する調査・研究の一環として、諸外国との比較研究をスタートさせた。

初年度はアメリカ合衆国を対象に実施し、国立公園局保全学研究所のノーラ・ミッチェル所長からの情報収集、また、マーシュ・ビリングス・ロックフェラー国立歴史公園（以下、MBR国立歴史公園）での現地調査もおこなった。これらを踏まえ、本稿ではアメリカにおける文化的景観のとらえ方や保全制度、運用状況の概要を整理し、日本において応用可能な取り組みについて述べる。

2 国立公園局による保全制度

経緯と体制 アメリカ合衆国においては州や地方自治体の自治権が強く、連邦政府、州、地方自治体とで独自の保全の取り組みがおこなわれているが、連邦政府レベルでの文化的景観の保全は、1966年に制定された国家歴史保全法National Historic Preservation Actが根拠となっている。国家歴史保全法では歴史的環境保全に関する組織として国立公園局National Park Serviceを位置づけ、ここを中心に保全の取り組みがおこなわれている。

アメリカ合衆国における文化的景観の概念は、1920年代から、ドイツの景観論に強く影響を受けたカール・サウアーらカリフォルニア大学パークレー校の地理学グループを中心に発展した。彼らは農村地域や先住民族の居住地を対象としたフィールドワークにもとづきながら、自然と人間との相互作用の結果として文化的景観を位置づけ、パークレー学派とまで呼ばれるほどになったが、保全の手立てやフィールドを持ち合わせておらず、その研究成果は純粋な学問の領域を抜け出すことはな

かった。実践面では、1990年代以降の国立公園局による取り組みが始まるのを待たなければならない。

国立公園局は管轄区域内に先住民の居住地や農耕地などの文化的景観をすでに内包していたが、1990年代初めまでそれが重要な文化遺産であるという認識はされていなかった。その結果、多くの文化的景観の質が20世紀に低下してしまい、1990年初めには、残された文化的景観の管理自体がモニュメンタルなものになっていたという。そこで国立公園局は1992年に、庭園や公園、文化的景観などの保全に関わる機関としてオルムステッド景観保存センター The Olmsted Center for Landscape Preservationを設立し、調査研究、計画、管理、教育の取り組みを活発に進め始めた。

定義と類型 国立公園局による文化的景観の定義や類型は、1994年に発行された国立公園局の保存概要36巻に示されている。その中では、文化的景観を「文化的・自然的資源とそこに生息する野生動物・家畜の両方を含む地理的領域で、歴史的な出来事・活動や人物に関連づけられ、またその他文化的・美的価値を示すもの」と定義し、その対象を、①史跡historic sites、②人により設計された歴史的景観historic designed landscapes、③土地固有の歴史的景観historic vernacular landscapes、④民族的景観ethnographic landscapes、という4つの類型で示している。

①は戦場や大統領公邸など歴史的出来事や人物に関連する景観を、②は造園家などにより作庭された庭園や公園を示す。③は人々が土地に働きかけることによって進化してきた景観で、農村や工業団地などを含み、機能が果たされ生きている状態であることが重視される。④は宗教的聖地や集落などである。これを世界遺産条約における文化的景観の類型と照らし合わせると、②は世界遺産条約の類型i：人間の意思により設計され、創出された景観、③は類型ii：有機的に進化してきた景観の一部、④は類型iii：関連する文化的景観、にあたり、よく似た枠組みを採用していることがわかる。

保全措置の枠組み 国立公園局内の保全措置としては、1995年に連邦規則36巻38条として施行された「歴史的資産の取り扱いに関する内務長官基準」にある4つの枠組み、つまり、保存preservation、修復再生rehabilitation、修復restoration、再建reconstruction、を基にし、「文化

的景観の取り扱いに関するガイドライン」が作成され、保全がはかられている。

それぞれの文化的景観ではオルムステッド・センターが中心となり文化的景観報告書Cultural Landscape Report (以下、CLR) が作成される。作成のタイミングとしては、ビジターセンターや駐車場の設置などの動きが文化的景観内で起こる際が多いという。CLRには各文化的景観の歴史、意義、取り扱いが変化も踏まえて記述され、基本的な内容や装丁は統一して刊行される。この本は各ビジターセンターや国立公園局のウェブサイトでも販売されるため、誰でも容易に入手できる。

このほか、国立公園局管轄内では文化的景観目録Cultural Landscape Inventory (以下、CLI) の作成も進められている。それぞれの地域の基本情報となるほか、提案される開発・建設計画の優先順位を見極める資料にもなる。管轄エリア以外でも国立公園局が主導し、ナショナル・レジスターと呼ばれる文化遺産の登録制度に文化的景観のカテゴリーを設けたり、アメリカ歴史的ランドスケープ調査Historic American Landscapes Survey (以下、HALS) を開始したりと、文化的景観に関する多様な枠組みが用意されている。

3 日本への応用の可能性

MBR国立歴史公園は、ヴァーモント州ウッドストックの丘に位置し、ジョージ・パーキンス・マーシュ、フレデリック・ビリングス、メアリー・ロックフェラー&ローレンス・ロックフェラーというアメリカの自然保護史を語る上で欠かせない3代の人物が関わり保全されてきた土地に開設された。1790年までに森林が皆伐され羊牧場になった状態から、1860年代から林業も含めた森林の再生がおこなわれ、現在は文化的景観の視点から森の遷移を組み込んだ保全が図られている。ここで重視されていることは、連綿と伝えられた保全精神、森林の多様性、林業、これらの継承と継続とされている。

ただ、実際の保全の仕組みをみると、森林管理協議会Forest Stewardship Council (以下、FSC) の認証を受けながら林業をおこなってFSC認証製品を開発したり、森林内のガイドツアーなど多くの教育プログラムを組んだり、アメリカの自然保護史を語りつつこれからの林業のあり方をモデル的に示す史跡の要素の強い場所である



図26 MBR国立歴史公園での改植による森林保全

ことがわかった。そこには生きていくためのリアルな生活や生業は含まれない。それはなぜか。

日本の文化的景観は土地所有のいかんに関係なく一定の地域が選定されるのに対し、アメリカの国立公園局が扱う対象は国が所有もしくは取得した土地を基本とするため、文化的景観の根本的な考え方が異なる。つまり、日本では実際の生業や暮らしを含み、そこで住民が暮らし続けることが重要な要件になるが、アメリカでは国有地化以前の土地利用をFSC認証の取得や伝統製法等を用いながらモデル的に継承するなど、国民に対する教育的側面が強くなる。ただし、日本の文化的景観保護行政に文化の方向性や価値観の誘導を図る役割があるのならば、こうしたアメリカのモデル的取り組みから学び、取り入れていくべき点も多いのではないだろうか。

文化的景観の保全措置については、アメリカでは内務長官基準という他の文化財と同じ枠組みが採用され保護の体系化が進んでおり、例えば、建造物と文化的景観の取り扱いを同じ枠組みで考えることができる。またCLRやCLI、HALSなど、フォーマット化された内容が多い。このように理解しやすい運用方法が採られている点は、日本の文化的景観に応用すべき内容といえるだろう。

(恵谷浩子)

参考文献

Charles A. Birnbaum *Protecting Cultural Landscapes: Planning, Treatment and Management of Historic Landscapes*. United States Dept of Interior, 1994.

Charles A. Birnbaum et al. *The Secretary of the Interior's Standards for the Treatment of Historic Properties with Guidelines for the Treatment of Cultural Landscapes*. United States Dept of Interior, 1996.

本中真「文化と自然のはざまにあるもの～世界遺産条約と文化的景観」『研究論集X』奈良国立文化財研究所、1999。

Mauro Agnoletti ed. *The Conservation of Cultural Landscapes*. CABI Publishing, 2006